

# 令和6年度 千葉県市町村 交通災害共済

8月は一斉加入月間、家族そろってご加入を!!  
加入申込みはお住まいの市役所・町村役場へ

令和6年8月31日までに  
加入申込みした場合の共済期間

令和6年9月1日から  
令和7年8月31日まで

(中途加入の場合の共済期間は、加入申込みを  
した日の翌日から令和7年8月31日まで)

8月中のお申込みであれば…

年会費 **700円**

(加入月により会費は異なります。)

見舞金  
**150万円**

(最高)



安全・安心を願って…

※本共済は、自転車損害賠償保険ではありません。



市役所・町村役場 / 千葉県市町村総合事務組合

## 加入できる方

- ① 加入申込みをする市町村の住民基本台帳に記載されている方
- ② ①の住民に扶養されている方で、加入申込みをする市町村以外に住んでいる方  
(例えば、「東京に下宿している学生」等)
- ③ 市町村の職員及び職員と同居の親族

※ 学校等单位で加入する集団会員との重複加入にお気をつけください。

# 年会費 700円

| 加入申込日の翌日の属する月 | 会費の額 |
|---------------|------|
| 令和6年 9月       | 700円 |
| 10月           | 600円 |
| 11月           | 600円 |
| 12月           | 500円 |
| 令和7年 1月       | 500円 |
| 2月            | 400円 |
| 3月            | 300円 |
| 4月            | 300円 |
| 5月            | 200円 |
| 6月            | 200円 |
| 7月            | 100円 |
| 8月            | 100円 |

## 共済期間と会費

令和6年8月31日までに加入申込みした場合

◆令和6年9月1日から令和7年8月31日まで

(中途加入の場合、加入申込みをした日の翌日から令和7年8月31日まで)

●会費については、加入月により異なりますので、右上の表をご参照ください。

① 千葉県市町村交通災害共済加入申込書 (兼会員台帳)  
(市町村保管)

番号 (窓口) ※ (受付番号)

⑥

「申込書記入例」

|                                  |                                 |               |                                 |                          |                 |
|----------------------------------|---------------------------------|---------------|---------------------------------|--------------------------|-----------------|
| フリガナ<br>世帯主<br>コウツウ タロウ<br>交通 太郎 | (住所)<br>市<br>町 安心 123番地 45<br>村 |               |                                 |                          |                 |
| フリガナ<br>①<br>コウツウ タロウ<br>交通 太郎   | 生年月日<br>大昭平令<br>・<br>・          | 指定受取人<br>交通花子 | フリガナ<br>④<br>コウツウ サブロウ<br>交通 三郎 | 生年月日<br>大昭(平)令<br>21・4・2 | 指定受取人<br>交通太郎   |
| フリガナ<br>②<br>コウツウ ハナコ<br>交通 花子   | 大昭平令<br>・<br>・                  | 交通太郎          | フリガナ<br>⑤                       | 大昭平令<br>・<br>・           |                 |
| フリガナ<br>③<br>コウツウ ツギコ<br>交通 次子   | 大昭平令<br>・<br>・                  | 交通太郎          | フリガナ<br>⑥                       | 大昭平令<br>・<br>・           |                 |
| 共済会費<br>(1人700円)                 |                                 | 4人            | 2,800円                          |                          | 受付 ※<br>(会費領収印) |

### [注意事項]

1. 生年月日は、中学生以下 (平成21年4月2日以後生まれ) の方は必ず記入してください。
2. ※印欄は記入しないでください。
3. 指定受取人の住所が異なる場合は、余白に住所を記入してください。
4. 指定受取人を指定しなかった場合又は会員に指定された受取人が死亡している場合は、下記の順位により、受取人が決定されます。

|        |  |                                   |                         |
|--------|--|-----------------------------------|-------------------------|
| 1. 配偶者 | 2. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 | 3. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族 | 4. 左記以外の子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 |
|--------|--|-----------------------------------|-------------------------|

**注意**

# 交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう。

交通事故にあったら、ただちに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センターで交通事故証明書を発行してもらえるようにしてください。(自転車の単独事故の場合も同様です。)

被災した会員本人の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合は、原則として見舞金の支給は受けられませんので、十分ご注意ください!!

## 対象となる交通事故とは (日本国内の事故のみ対象)

- ① 車両(自動車、オートバイ、自転車など)の交通事故による事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書(原則として人身事故扱いとされたもの)が発行されたもの
- ② 電車等の運行による事故で、警察署が証明したもの又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明したもの
- ③ 車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自賠責保険が支払われたもの又は救急車等の搬送証明書が得られるもの(見舞金の最高限度額**3万円**)

## 見舞金が支払われないもの

- ① 会員の無免許運転、酒気帯び運転
- ② 会員又は見舞金受取人の交通事故以外の犯罪行為
- ③ 会員の故意又は重大な過失
- ④ 地震、津波、噴火、内乱その他の異変
- ⑤ 再発、後遺症
- ⑥ その他、ベビーカーや一輪車の単独事故など、上記に掲げる「対象となる交通事故」に該当しない事故



## 見舞金の請求について

死亡(交通事故による即死及び交通事故による傷害を原因として交通事故にあった日から1年以内に死亡したもの)の場合は速やかに、傷害の場合は※治ってから(症状が固定した場合を含む)請求してください。※症状固定後の後遺症の治療(形成術の施術等含む)は対象となりません。

ただし、次の場合は治る前でも、請求できます。

- ① 交通事故の日から3か月を経過しても、その傷害が治らない場合
  - ② 生活保護法による保護を受けている場合
- なお、交通事故により死亡した日、又は傷害が治った日(症状が固定した日)から**2年を経過**すると請求ができません。

## 見舞金を請求するときは

見舞金の請求は、加入申込みをした市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口で行うこととなります。

その際、交通事故証明書や診断書など、**発行に費用がかかる書類が必要**となりますので、**必要書類を揃える前に、まずは窓口にご相談**してください。

下の表の書類を市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口提出してください。

| 必要な書類         | 見舞金の種別 |    |    |      |
|---------------|--------|----|----|------|
|               | 傷害     | 死亡 | 身障 | 交通遺児 |
| 会員証(集団会員は不要)  | ○      | ○  | ○  | ○    |
| 交通事故証明書等※     | ○      | ○  | ○  | ○    |
| 診断書(交通災害共済用)※ | ○      |    |    |      |
| 死亡診断書又は死体検案書  |        | ○  |    | ○    |
| 身体障害者手帳の写し    |        |    | ○  |      |
| 身体障害者診断書の写し   |        |    | ○  |      |
| 戸籍謄本          |        |    |    | ○    |
| 印鑑            | ○      | ○  | ○  | ○    |

※交通事故証明書や診断書は、**原本**を持参してください。  
なお、その他の書類が必要となる場合もあります。

## 交通事故証明書等とは

### ①自動車などによる死傷事故の場合

会員の名前が載っている自動車安全運転センターの発行した人身事故扱いの交通事故証明書(物件事故扱いのものについては、この他に自賠責保険(自動車損害賠償保障法に基づく保険又は共済、いわゆる強制保険)の支払証明書又は救急車等の搬送証明書などが必要になります。)

### ②電車などによる死傷事故の場合

警察署の証明する書類又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明する書類

### ③自動車などの事故で会員の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合(物件事故扱いの事故で同乗者の場合等)

自賠責保険の支払証明書又は救急車等の搬送証明書(見舞金の最高限度額3万円)

## 診断書(交通災害共済用)とは

①医師又は歯科医師の発行する交通災害共済用診断書(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)

②柔道整復師(ほねつぎ、接骨)の発行する施術証明書(用紙は上記診断書用紙を修正してご使用ください。)

この場合、骨折又は脱ぎゅうに限りあらかじめ、**医師の同意書**(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)が必要になります。ただし、施術実日数が16日未満の応急手当の場合は、医師の同意書は必要ありません。

## 転居した場合について

共済加入後に加入申込みをした市町村以外に転居した場合でも、加入申込みをした市町村窓口で見舞金の請求をすることができます。この場合には、転居先の住民票の抄本等が必要になります。(転居後も共済期間中は、加入申込みをした市町村でのお取り扱いになります。)

## 共 済 見 舞 金

- 死 亡 = 150万円
- 傷 害 = 2万円~50万円(下表参照)
- 身体障害 = 傷害見舞金のほかに50万円(1級又は2級)
- 交通遺児 = 交通遺児1人につき10万円

## 傷害見舞金等級表

傷害を受けた際の治療のための入院・通院した日数に応じた下表の額となります。

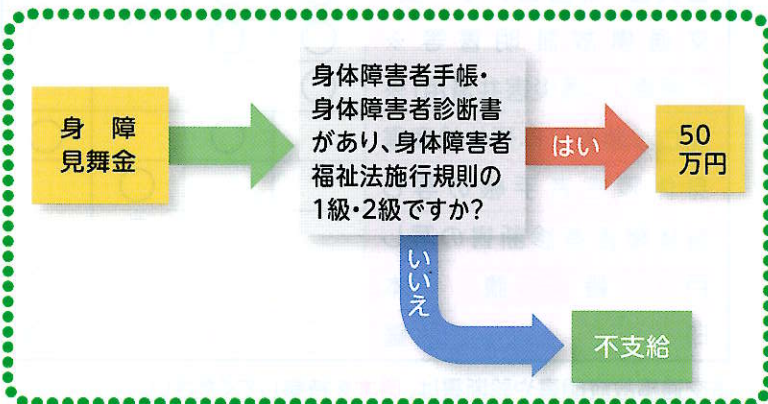
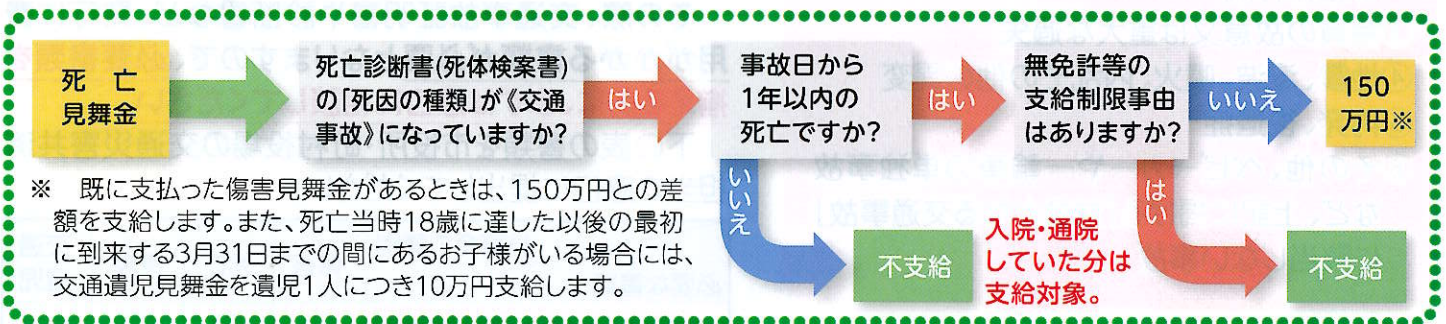
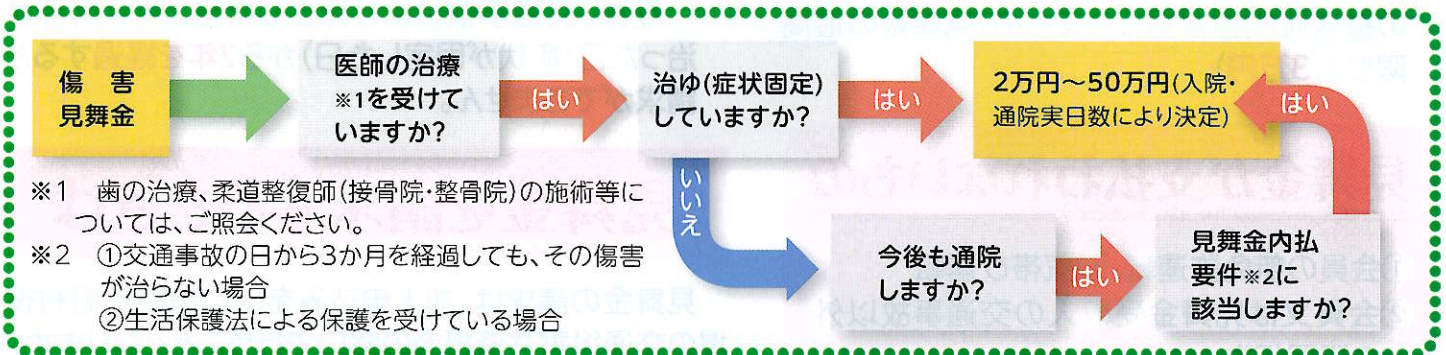
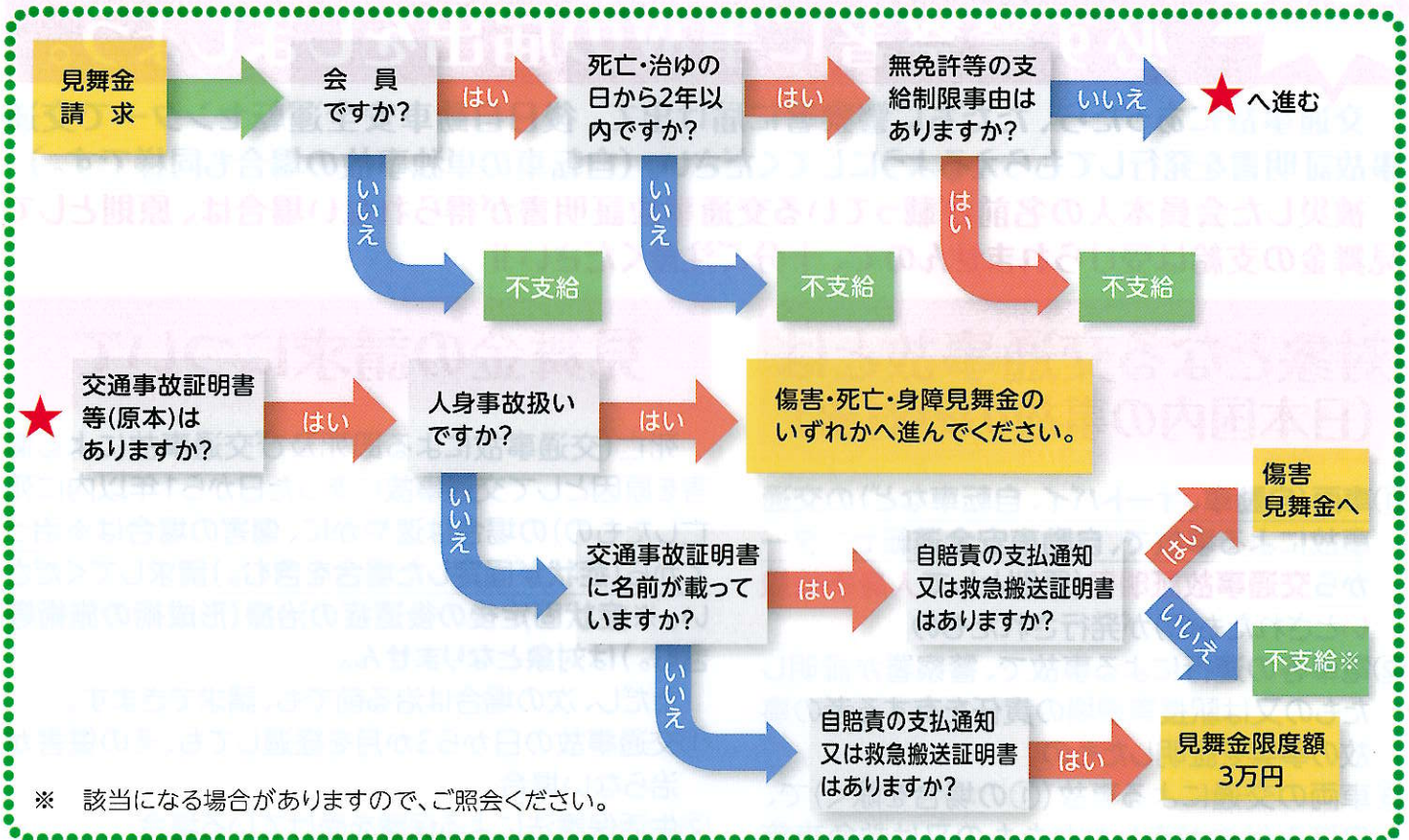
| 等級 | 入院の日数及び実際に通院して治療した日数(再発・後遺症は含まれません) | 金 額      |
|----|-------------------------------------|----------|
| 1  | 286日 ~                              | 500,000円 |
| 2  | 271日 ~285日                          | 475,000円 |
| 3  | 256日 ~270日                          | 450,000円 |
| 4  | 241日 ~255日                          | 425,000円 |
| 5  | 226日 ~240日                          | 400,000円 |
| 6  | 211日 ~225日                          | 375,000円 |
| 7  | 196日 ~210日                          | 350,000円 |
| 8  | 181日 ~195日                          | 325,000円 |
| 9  | 166日 ~180日                          | 300,000円 |
| 10 | 151日 ~165日                          | 275,000円 |
| 11 | 136日 ~150日                          | 250,000円 |
| 12 | 121日 ~135日                          | 225,000円 |
| 13 | 106日 ~120日                          | 200,000円 |
| 14 | 91日 ~105日                           | 175,000円 |
| 15 | 76日 ~ 90日                           | 150,000円 |
| 16 | 61日 ~ 75日                           | 125,000円 |
| 17 | 46日 ~ 60日                           | 100,000円 |
| 18 | 31日 ~ 45日                           | 75,000円  |
| 19 | 16日 ~ 30日                           | 50,000円  |
| 20 | 6日 ~ 15日                            | 30,000円  |
| 21 | 1日 ~ 5日                             | 20,000円  |

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう!!  
その際は、“人身事故扱い”の手続きをしてください。



# 交通災害共済見舞金支給決定フロー

詳しくは市町村へ  
ご照会ください。



| 令和5年度共済事業関係<br>(令和6年3月31日現在) |                                     |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 加入者数                         | 137,334人<br>(このうち一般会員は 32,988人)     |
| 会費収入                         | 59,305,650円                         |
| 見舞金支払件数                      | 270件<br>(死亡 1件、傷害 268件、身障 1件、遺児 0件) |
| 見舞金支払金額                      | 26,415,000円                         |

## 市町村お問合せ先一覧

| 市町村名  | 交通災害共済担当課               | 問合せ先           |
|-------|-------------------------|----------------|
| 木更津市  | 地域共生推進課 暮らし安心係          | 0438 (23) 7492 |
| 茂原市   | 生活課 生活安全係               | 0475 (20) 1505 |
| 成田市   | 交通防犯課 交通対策係             | 0476 (20) 1527 |
| 東金市   | 消防防災課 消防安全係             | 0475 (50) 1119 |
| 旭市    | 市民生活課 市民生活支援班           | 0479 (62) 5396 |
| 勝浦市   | 消防防災課 消防防災係             | 0470 (73) 6640 |
| 流山市   | 道路管理課 交通安全対策係           | 04 (7150) 6093 |
| 我孫子市  | 交通政策課 交通政策係             | 04 (7185) 1369 |
| 鴨川市   | 危機管理課 消防生活安全係           | 04 (7093) 7833 |
| 鎌ヶ谷市  | 道路河川管理課<br>交通安全・道路河川維持係 | 047 (445) 1457 |
| 君津市   | 市民生活課 交通防犯係             | 0439 (56) 1225 |
| 富津市   | 市民課 市民活動推進係             | 0439 (80) 1252 |
| 四街道市  | 暮らし安全交通課 暮らし安全係         | 043 (421) 6107 |
| 袖ヶ浦市  | 防災安全課 交通防犯班             | 0438 (62) 3106 |
| 八街市   | 道路河川課 道路交通係             | 043 (443) 1119 |
| 印西市   | 市民活動推進課 市民安全係           | 0476 (33) 4435 |
| 白井市   | 市民活動支援課 市民安全班           | 047 (401) 4081 |
| 富里市   | 市民活動推進課 市民安全班           | 0476 (93) 1117 |
| 南房総市  | 市民課 市民協働グループ            | 0470 (33) 1005 |
| 匝瑳市   | 環境生活課 市民協働班             | 0479 (73) 0088 |
| 香取市   | 環境安全課 生活安全班             | 0478 (50) 1248 |
| 山武市   | 市民自治支援課 生活安全係           | 0475 (80) 1271 |
| いすみ市  | 総務課 総務班                 | 0470 (62) 1111 |
| 大網白里市 | 安全対策課 生活安全班             | 0475 (70) 0387 |
| 酒々井町  | 暮らし安全協働課 危機管理室          | 043 (496) 1171 |
| 栄町    | 暮らし安全課 生活安全班            | 0476 (33) 7710 |
| 神崎町   | 総務課 庶務係                 | 0478 (72) 2111 |
| 多古町   | 総務課 交通防災係               | 0479 (76) 2611 |
| 東庄町   | 総務課 庶務係                 | 0478 (86) 6082 |
| 九十九里町 | 総務課 生活安全係               | 0475 (70) 3107 |
| 芝山町   | 総務課 自治振興係               | 0479 (77) 3903 |
| 横芝光町  | 環境防災課 防災班               | 0479 (84) 1216 |
| 一宮町   | 総務課 防災行政係               | 0475 (42) 2112 |
| 睦沢町   | 総務課 庶務秘書班               | 0475 (44) 2500 |
| 長生村   | 総務課 庶務係                 | 0475 (32) 2111 |
| 白子町   | 総務課 庶務係                 | 0475 (33) 2110 |
| 長柄町   | 総務課 庶務秘書係               | 0475 (35) 2111 |
| 長南町   | 総務課 自治振興係               | 0475 (46) 2111 |
| 大多喜町  | 総務課 総務係                 | 0470 (82) 2111 |
| 御宿町   | 総務課 防災総合対策班             | 0470 (68) 2511 |
| 鋸南町   | 総務企画課 総務管理室             | 0470 (55) 4801 |